

第3章 対象事業の事業実施想定区域及びその周辺地域の概況

事業実施想定区域は、図 3-1 に示すとおり名古屋市東区に位置し、東側には JR 千種駅、南側には地下鉄東山線の千種駅がある。また、事業実施想定区域の南東側には市バスの千種バスターミナルがあり交通の拠点となっている。

事業実施想定区域周辺の道路としては、北側に桜通、南側に錦通、西側に赤荻町線が通っている。

事業実施想定区域内に存在した既存施設の解体については本事業とは別事業であるが、概ね解体工事が完了しており、区域内の大半は更地の状態である。

事業実施想定区域及びその周辺地域の概況を把握する範囲として、工事中の騒音、安全性及び存在・供用時の風害、日照障害の影響範囲に注目し、街区等を考慮して、表 3-1 及び図 3-2 に示す区域（以下、「調査地域」という。）を設定した。

表 3-1 調査地域

区 名	学区名
東 区	葵学区の一部、筒井学区の一部
千種区	内山学区の一部、千石学区の一部、千種学区の一部
中 区	新栄学区の一部

以降は、この調査地域を中心に、事業実施想定区域周辺の地域特性を「自然的状況」及び「社会的状況」に分けて整理した。

なお、資料の収集は、令和 7 年 5 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。



図 3-1 事業実施想定区域とその周辺地域



図 3-2 調査地域図

3-1 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

① 地形・地質

ア. 地 形

調査地域及びその周辺の地形は、図 3-1-1 に示すとおり、台地・段丘（中位段丘及び下位段丘）及び低地（盛土地）に区分される。

イ. 地 質

調査地域及びその周辺の表層地質は、図 3-1-2 に示すとおり、砂を主とする層、砂・礫を主とする層、砂・泥を主とする層及び礫を主とする層である。

② 地盤沈下

地盤沈下の状況は、表 3-1-1 及び図 3-1-3 に示すとおりである。

調査地域には、名古屋市の水準点が 3 地点あり、令和 5 年度の測量結果では、2～4mm の沈下を示している。

表 3-1-1 水準点における年間沈下量の状況（令和 5 年度）

項目	管理機関		
	名古屋市		
水準点	N118	N119	N356
年間沈下量（mm）	-2	-3	-4

出典）「令和 5 年度 濃尾平野地域地盤沈下等量線図」

（東海三県地盤沈下調査会，令和 6 年）



図 3-1-1 地形分類図

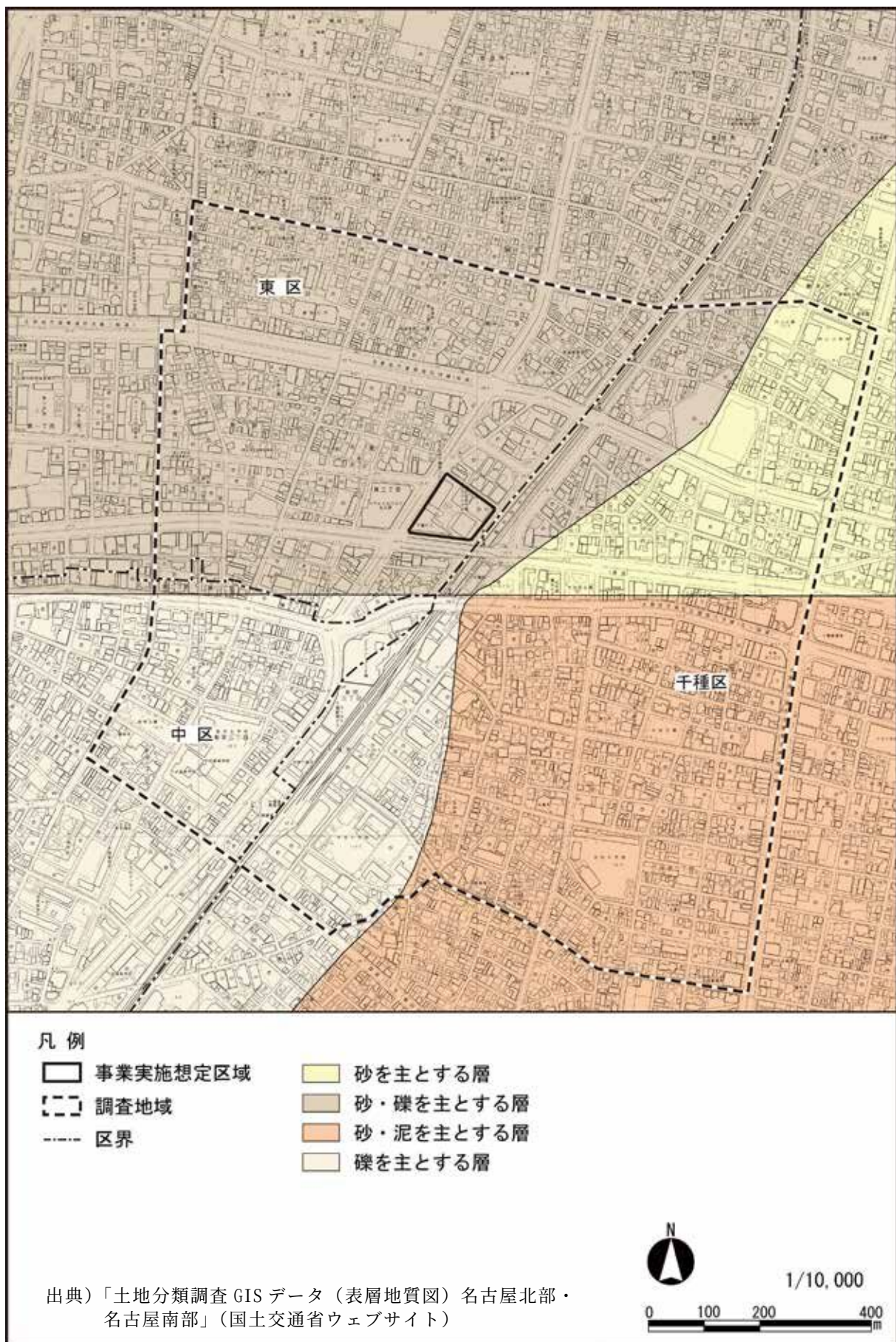


図 3-1-2 表層地質図



図 3-1-3 水準点配置図

③ 土壌等

調査地域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づく区域の指定状況は、表 3-1-2 に示すとおりである。

調査地域には、形質変更時要届出区域の指定が 1 箇所ある。なお、事業実施想定区域に法、条例に基づく区域の指定はない。

なお、調査地域において、ダイオキシン類（土壌）の調査は行われていない。

表 3-1-2 形質変更時要届出区域の指定状況

区分	指定 番号	所在地	面積 (m ²)	分類	指定に係る 特定有害物質の種類	指定年月日
法	指-11	千種区千種 1 丁目 1706 番及び 1707 番 2 の全域	203.04	一般	—	平成 20 年 11 月 25 日

注) 令和 7 年 3 月 28 日現在

出典) 「土壌汚染に係る区域一覧」（名古屋市ウェブサイト）

(2) 災害の状況

調査地域及びその周辺における地震災害危険度評価（建物倒壊の危険性）の状況は、図 3-1-4 に示すとおりである。

調査地域は、建物倒壊の危険性が 15%未満の地域が大半であるが、一部では 15%以上の地域もみられる。

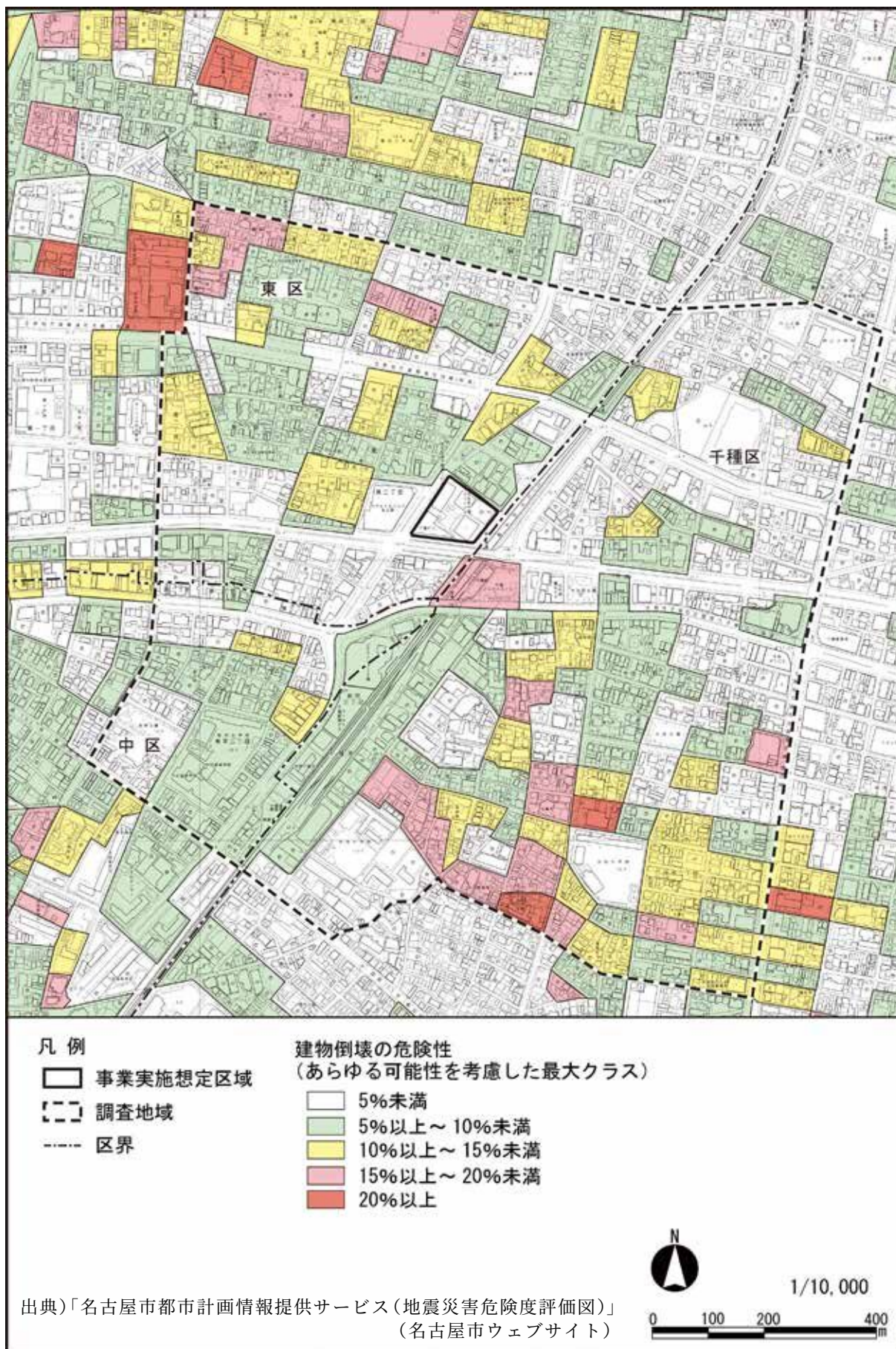


図 3-1-4 地震災害危険度評価の状況

(3) 水環境の状況

① 水 象

調査地域及びその周辺は、新堀川流域に位置する。

調査地域に河川はないが、調査地域の周辺には南西側に新堀川、西側に堀川が流れている。

出典)「国土数値情報(河川、流域メッシュ)」(国土交通省ウェブサイト)

② 水 質

調査地域及びその周辺において、水質及びダイオキシン類(水質)の測定は行われていない。

③ 底 質

調査地域及びその周辺において、底質及びダイオキシン類(底質)の測定は行われていない。

④ 地下水

調査地域及びその周辺における地下水の調査結果は、表 3-1-3 に示すとおりである。

令和 5 年度の調査結果は、「千種区内山一丁目」の 1,2-ジクロロエチレンが環境基準に適合していない。

なお、調査地域及びその周辺において、ダイオキシン類(地下水)の調査は行われていない。

表 3-1-3 地下水調査結果（令和 5 年度）

単位：mg/L

調査区分	概況メッシュ調査			定期モニタリング調査	環境基準
調査地点	7	8	17	85	
	千種区松軒一丁目	千種区千種三丁目	中区東桜二丁目	千種区内山一丁目	
採水年月日	R5.8.23	R5.8.23	R5.8.17	R5.10.3	
カドミウム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	0.003 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	—	検出されないこと
鉛	0.007	<0.005	<0.005	—	0.01 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	—	0.02 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	—	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	—	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	0.002 以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.063	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.0062	0.0062	0.0062	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	—	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	—	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.3	5.1	<0.1	—	10 以下
ふっ素	<0.08	0.12	0.17	—	0.8 以下
ほう素	0.03	0.05	<0.02	—	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	—	0.05 以下

注)1:「<」は測定下限値未満であること、「—」は測定を行っていないことを示す。

2:環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては 0.1mg/L 未満、アルキル水銀及び PCB については 0.0005mg/L 未満であることを示す。

3:網掛けは、環境基準に適合していないことを示す。

出典)「令和 5 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

(4) 大気環境の状況

① 気 象

名古屋地方気象台における過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）の年間平均気温は 17.1℃、年平均降水量は 1,715.6 mm である。

また、名古屋地方気象台及び調査地域周辺の常監局である国設名古屋大気環境測定所、滝川小学校、守山保健センター、若宮大通公園及び上下水道局北営業所における過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）の風向・風速の測定結果は表 3-1-4 に、常監局の位置は図 3-1-5 に示すとおりである。

年間の最多風向は、名古屋地方気象台、守山保健センター及び上下水道局北営業所が北北西、国設名古屋大気環境測定所及び滝川小学校が北西、若宮大通公園が西北西となっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が 3.0m/s、国設名古屋大気環境観測所が 1.8 m/s、滝川小学校が 1.2m/s、守山保健センターが 2.5m/s、若宮大通公園が 0.7m/s、上下水道局北営業所が 1.8m/s となっている。

出典）「気象観測データ」（気象庁ウェブサイト）

表 3-1-4 気象測定結果[月別最多風向及び平均風速]（令和元年度～令和 5 年度）

単位（風速）：m/s

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
名古屋地方気象台		平均風速	3.5	3.1	2.8	2.7	3.0	2.7	2.8	2.7	2.8	3.0	3.3	3.3	3.0
		最多風向	NNW	NNW	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
常 監 局	国設名古屋大 気環境測定所	平均風速	2.3	1.7	1.4	1.2	1.3	1.3	1.7	1.7	2.0	2.2	2.4	2.5	1.8
		最多風向	NW	SSE	SSE	SSE	SSE	SSE	NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW
	滝川小学校	平均風速	1.5	1.3	1.3	1.4	1.6	1.2	0.9	0.9	1.1	1.1	1.3	1.4	1.2
		最多風向	NW	NW	SE	SE	SE	SE	NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW
	守山保健 センター	平均風速	2.9	2.6	2.5	2.5	2.8	2.5	2.2	2.1	2.1	2.3	2.5	2.7	2.5
		最多風向	NNW	NNW	S	SSE	S	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	若宮大通公園	平均風速	0.9	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.9	1.0	1.1	1.1	0.7
		最多風向	WNW	WNW	WNW	WNW	ESE	WNW	WNW	WNW	WNW	WNW	WNW	WNW	WNW
	上下水道局 北営業所	平均風速	2.1	1.9	1.7	1.6	1.8	1.7	1.8	1.6	1.6	1.7	1.9	2.0	1.8
		最多風向	NNW	NNW	NNW	S	S	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW

注）1 時間値に基づき作成した。

出典）「気象観測データ」（気象庁ウェブサイト）

「愛知県大気汚染常時監視結果」（愛知県ウェブサイト）

② 大気質

調査地域及びその周辺には、一般局の国設名古屋大気環境測定所、滝川小学校及び守山保健センター、自排局の若宮大通公園及び上下水道局北営業所がある。

これらの測定局の位置は、図 3-1-5 に示すとおりである。



図 3-1-5 常監局の位置

ア．二酸化硫黄

令和 5 年度における二酸化硫黄の測定結果は、表 3-1-5 に示すとおりであり、若宮大通公園では環境基準を達成している。なお、国設名古屋大気環境測定所は、年間測定時間が 6,000 時間未満であり、有効測定局となっていない。

表 3-1-5 二酸化硫黄測定結果（令和 5 年度）

測定局	年平均値	短期的評価					長期的評価			1時間値の最高値
		1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日 平 均 値 が 0.04ppm を超えた日数とその割合		環境基準の達成状況	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況	
	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	○：達 成 ×：非達成	(ppm)	○：無 ×：有	○：達 成 ×：非達成	(ppm)
国設名古屋大気環境測定所	(0.000)	0	0.0	0	0.0	○	(0.002)	(無)	—	0.013
若宮大通公園	0.001	0	0.0	0	0.0	○	0.003	無	○	0.009

注)1:環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。」である。

2:評価方法は、「1 日平均値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。」である。

3:令和 5 年度の国設名古屋大気環境測定所は、年間測定時間が 6,000 時間未満であり、有効測定局ではないため（ ）としている。

出典)「令和 5 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

イ．二酸化窒素

令和 5 年度における二酸化窒素の測定結果は、表 3-1-6 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

表 3-1-6 二酸化窒素測定結果（令和 5 年度）

測定局	年平均値	1時間値 の最高値	長期的評価			日平均値が0.06ppmを 超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppmを 超えた日数とその割合	
			日平均値 の年間 98%値	達成状況					
				環境 基準	環境 目標値				
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	○：達 成 ×：非達成		(日)	(%)	(日)	(%)
国設名古屋大 気環境測定所	0.008	0.060	0.023	○	○	0	0.0	0	0.0
滝川小学校	0.009	0.061	0.025	○	○	0	0.0	0	0.0
守山保健 センター	0.009	0.054	0.023	○	○	0	0.0	0	0.0
上下水道局 北営業所	0.013	0.059	0.028	○	○	0	0.0	0	0.0
若宮大通公園	0.014	0.068	0.029	○	○	0	0.0	0	0.0

注)1:環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

2:環境基準の評価方法は、「年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値が 0.06ppm 以下であること。」である。

3:環境目標値は、「1 時間の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。」である。

4:環境目標値の評価方法は、環境基準と同一である。

出典)「令和 5 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

ウ．一酸化炭素

令和 5 年度における一酸化炭素の測定結果は、表 3-1-7 に示すとおりであり、国設名古屋大気環境測定所では環境基準を達成している。

表 3-1-7 一酸化炭素測定結果（令和 5 年度）

測定局	年平均値	短期的評価					長期的評価		1 時間値 の最高値
		8 時間値が 20ppm を 超えた回数とその 割合		日平均値が 10ppm を超えた日数とその 割合		環境基準の 達成状況	日平均値 の 2%除 外値	環境基準の 達成状況	
	(ppm)	(回数)	(%)	(日)	(%)	○：達 成 ×：非達成	(ppm)	○：達 成 ×：非達成	(ppm)
国設名古屋大 気環境測定所	0.2	0	0.0	0	0.0	○	0.4	○	1.4

注)1:環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。」である。

出典)「令和 5 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

エ．浮遊粒子状物質

令和 5 年度における浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3-1-8 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

表 3-1-8 浮遊粒子状物質測定結果（令和 5 年度）

測定局	年平均値	短期的評価					長期的評価			環境目標値 (快適な生活環境の確保に係る目標値) の達成状況	1時間値の最高値
		1時間値が 0.20 mg/m^3 を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日数とその割合		環境基準・環境目標値の達成状況	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続したことの有無			
		(時間)	(%)	(日)	(%)				○:達成 ×:非達成		
	(mg/m^3)						(mg/m^3)	○:無 ×:有	○:達成 ×:非達成	○:達成 ×:非達成	(mg/m^3)
国設名古屋大気環境測定所	0.011	0	0.0	0	0.0	○	0.025	無	○	○	0.079
滝川小学校	0.014	0	0.0	0	0.0	○	0.033	無	○	○	0.101
守山保健センター	0.011	0	0.0	0	0.0	○	0.025	無	○	○	0.099
上下水道局北営業所	0.013	0	0.0	0	0.0	○	0.033	無	○	○	0.098
若宮大通公園	0.014	0	0.0	0	0.0	○	0.034	無	○	○	0.104

注) 1: 環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。」である。

2: 評価方法は、「年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 0.10 mg/m^3 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続しないこと。」である。

3: 環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の評価方法は、環境基準と同一である。

4: 環境目標値（快適な生活環境の確保に係る目標値）の評価方法は、「年平均値が 0.015 mg/m^3 以下であること。」である。

出典) 「令和 5 年度 大気汚染常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）

オ．光化学オキシダント

令和 5 年度における光化学オキシダントの測定結果は、表 3-1-9 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成していない。

表 3-1-9 光化学オキシダント測定結果（令和 5 年度）

測定局	昼間の 1 時間値の 年平均値	短期評価						昼間の 1 時間値の 最高値
		昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数及び時間数とその割合				環境基準の 達成状況	環境目標値 の達成状況	
	(ppm)	(日)	(%)	(時間)	(%)	○:達 成 ×:非達成	○:達 成 ×:非達成	(ppm)
国設名古屋 大気環境測定所	0.036	87	24.3	418	7.9	×	×	0.113
滝川小学校	0.034	75	20.5	337	6.2	×	×	0.112
守山保健センター	0.034	89	24.3	437	8.0	×	×	0.119
若宮大通公園	0.030	53	14.5	190	3.5	×	×	0.105

注)1:環境基準及び環境目標値は、「1 時間値が 0.06ppm 以下であること。」である。

2:環境基準及び環境目標値の評価方法は、「5 時から 20 時の昼間時間帯において、年間を通じて 1 時間値が 0.06ppm 以下に維持されること。」である。

出典)「令和 5 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

カ．微小粒子状物質

令和 5 年度における微小粒子状物質の測定結果は、表 3-1-10 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

表 3-1-10 微小粒子状物質測定結果（令和 5 年度）

測定局	長期的評価							
	短期基準				長期基準		環境基準の 達成状況	環境目標値 の達成状況
	1日平均値が35 μ g/ m ³ を超えた日数と その割合		1日平均値の 年間 98 パー センタイル値	短期基準 との比較	年平均値	長期基準 との比較		
	(日)	(%)	(μ g/m ³)	○:達 成 ×:非達成	(μ g/m ³)	○:達 成 ×:非達成		
国設名古屋大気 環境測定所	0	0.0	21.9	○	9.1	○	○	○
滝川小学校	0	0.0	20.5	○	8.7	○	○	○
守山保健 センター	0	0.0	19.8	○	8.4	○	○	○
上下水道局 北営業所	0	0.0	21.2	○	8.8	○	○	○
若宮大通公園	0	0.0	20.3	○	8.7	○	○	○

注)1:環境基準及び環境目標値は、「1 年平均値が 15 μ g/m³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m³ 以下であること。」である。

2:環境基準及び環境目標値の評価方法は、「1 年平均値が 15 μ g/m³ 以下であること(長期基準)かつ、1 日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値が 35 μ g/m³ 以下であること(短期基準)」である。

出典)「令和 5 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

キ．有害大気汚染物質

ａ．環境基準が定められている物質

調査地域に最も近い調査地点である会所町（北区会所町 126 地先）における、有害大気汚染物質等（環境基準が定められている物質）の測定結果は、表 3-1-11 に示すとおりであり、いずれの項目も環境基準を達成している。

表 3-1-11 環境基準が定められている物質の測定結果（令和 5 年度）

測定局	会所町	環境基準の達成状況 ○：達 成 ×：非達成
ベンゼン (μg/m ³)	0.68	○
トリクロロエチレン (μg/m ³)	0.27	○
テトラクロロエチレン (μg/m ³)	0.091	○
ジクロロメタン (μg/m ³)	2.8	○

注)1:値は、年平均値である。

2:環境基準は、以下に示すとおりである。

ベンゼン：3μg/m³以下

トリクロロエチレン：130μg/m³以下

テトラクロロエチレン：200μg/m³以下

ジクロロメタン：150μg/m³以下

出典)「令和 5 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

b. 指針値が定められている物質

調査地域に最も近い調査地点である会所町（北区会所町 126 地先）における、有害大気汚染物質等（指針値が定められている物質）の測定結果は、表 3-1-12 に示すとおりであり、いずれの項目も指針値を達成している。

表 3-1-12 指針値が定められている物質の測定結果（令和 5 年度）

測定局	会所町	指針値の達成状況 ○：達 成 ×：非達成
アクリロニトリル (μg/m ³)	0.045	○
塩化ビニルモノマー (μg/m ³)	0.038	○
水銀及びその化合物 (ng/m ³)	1.2	○
ニッケル化合物 (ng/m ³)	2.3	○
クロロホルム (μg/m ³)	0.17	○
1,2-ジクロロエタン (μg/m ³)	0.12	○
1,3-ブタジエン (μg/m ³)	0.060	○
ヒ素及びその化合物 (ng/m ³)	1.0	○
マンガン及びその化合物 (ng/m ³)	24	○
塩化メチル (μg/m ³)	1.6	○
アセトアルデヒド (μg/m ³)	1.6	○

注)1:値は、年平均値である。

2:指針値は、以下に示すとおりである。

アクリロニトリル：2μg/m³以下

塩化ビニルモノマー：10μg/m³以下

水銀及びその化合物：40ng/m³以下

ニッケル化合物：25ng/m³以下

クロロホルム：18μg/m³以下

1,2-ジクロロエタン：1.6μg/m³以下

1,3-ブタジエン：2.5μg/m³以下

ヒ素及びその化合物：6ng/m³以下

マンガン及びその化合物：140ng/m³以下

塩化メチル：94μg/m³以下

アセトアルデヒド：120μg/m³以下

出典)「令和 5 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

ク. ダイオキシン類

令和 5 年度におけるダイオキシン類の測定結果は、表 3-1-13 に示すとおりであり、若宮大通公園では、環境基準を達成している。

なお、調査地域及びその周辺に、ダイオキシン類発生源調査の対象施設は存在しない。

表 3-1-13 ダイオキシン類測定結果（令和 5 年度）

測定局	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境目標値 の達成状況 ○：達 成 ×：非達成
若宮大通公園	0.041	○

注) 環境基準は、「年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下」である。

出典)「令和 5 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

③ 騒 音

ア．環境騒音

調査地域及びその周辺における環境騒音の調査結果は、表 3-1-14 に示すとおりである。
令和元年度の調査結果は、昼間が 57dB、夜間が 47～49dB であり、環境基準を達成している。

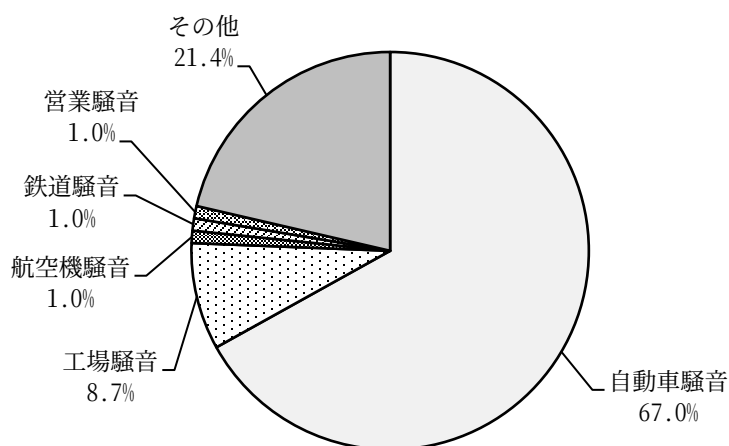
また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 3-1-6 に示すとおりであり、自動車騒音が 67.0%と最も多く、次いで工場騒音の 8.7%の順となっている。

表 3-1-14 環境騒音調査結果（令和元年度）

調査地点	用途地域	等価騒音レベル [L_{Aeq}] (dB)		環境基準 (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
千種区内山一丁目	近隣商業地域	57	47	60 以下	50 以下
中区新栄三丁目	近隣商業地域	57	49		

注）昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日 6 時までである。

出典）「名古屋市の騒音 環境騒音編（令和元年度）」（名古屋市ウェブサイト）



出典）「名古屋市の騒音 環境騒音編（令和元年度）」
（名古屋市ウェブサイト）

図 3-1-6 環境騒音の主な寄与音源

イ. 道路交通騒音

調査地域及びその周辺における令和 4・5 年度の道路交通騒音の調査結果は、表 3-1-15 に示すとおりである。等価騒音レベルは、昼間が 63～70dB、夜間が 58～67dB であり、昼間及び夜間ともに要請限度（昼間 75dB、夜間 70dB）を超えた地点はない。

また、調査地域及びその周辺における令和 4・5 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は、表 3-1-16 に示すとおりであり、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は、95.0～100.0%の範囲にある。

表 3-1-15 自動車騒音調査結果（令和 4・5 年度）

路線名	測定地点	等価騒音レベル [L _{Aeq}] (dB)		10 分間交通量 (台)		大型車 混入率 (%)
		昼間	夜間	小型車	大型車	
一般国道 153 号	東区葵一丁目	66	62	305	14	4.4
	千種区千種一丁目	65	60	133	5	3.6
名古屋長久手線	中区葵一丁目	70	67	190	8	4.0
都通布池線	千種区内山三丁目	65	59	207	7	3.3
赤萩町線	中区新栄三丁目	64	58	187	23	11.0
錦通線	千種区今池四丁目	63	59	169	9	5.1

注)1:昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日 6 時までである。

2:交通量は、昼間 10 分間における台数である。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（令和 4・5 年度）」（名古屋市ウェブサイト）

表 3-1-16 自動車騒音に係る環境基準の面的評価結果（令和４・５年度）

評価対象路線	評価区間		評価対象 住居等 (戸)	面的評価結果				
	始点	終点		達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間) (%)
一般国道 153 号	中区新栄 2丁目1	中区新栄 3丁目18	1,310	1,310	0	0	0	100.0
	中区新栄 3丁目18	昭和区 車田町	1,092	1,092	0	0	0	100.0
名古屋長久手線	中区栄 2丁目1	中区新栄 2丁目1	1,070	1,062	8	0	0	99.3
	中区新栄 2丁目1	千種区今池 5丁目1	2,638	2,531	106	0	1	95.9
都通布池線	千種区内山 2丁目15	東区葵 3丁目10	890	888	0	2	0	99.8
	東区葵 3丁目10	東区葵 1丁目1	1,911	1,911	0	0	0	100.0
赤荻町線	東区出来町 1丁目1	東区葵 3丁目10	1,071	1,071	0	0	0	100.0
	東区葵 3丁目10	中区新栄 3丁目20	694	688	2	3	1	99.1
	中区新栄 3丁目20	中区千代田 5丁目11	2,077	2,068	9	0	0	99.6
錦通線	中区錦 3丁目25	東区葵 1丁目20	677	643	6	0	28	95.0
	東区葵 1丁目20	東区葵 3丁目23	1,046	1,045	0	1	0	99.9
	東区葵 3丁目23	千種区内山 3丁目25	101	101	0	0	0	100.0
	千種区内山 3丁目25	千種区今池 4丁目9	743	731	12	0	0	98.4

注) 面的評価結果は、以下のとおりである。

- ・達成戸数（昼夜間）：昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数（昼間）：昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数（夜間）：夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・非達成戸数（昼夜間）：昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（令和４・５年度）」（名古屋市ウェブサイト）

ウ．在来鉄道騒音

調査地域の周辺における在来鉄道騒音の調査結果は、表 3-1-17 に示すとおりである。

令和３年度の調査結果は、軌道の中心より 12.5m地点及び 25m地点ともに 58dB である。

表 3-1-17 在来鉄道騒音の調査結果（令和３年度）

路線名	調査地点	軌道 構造	測定側	等価騒音 レベル [L_{Aeq}] (dB)		最大騒音 レベル [L_{Amax}] (dB)		列車速度 (km/h)
				12.5m	25m	12.5m	25m	
JR中央本線	千種二丁目	高架	上り側	58	58	75	73	94

注)1:測定側は、名古屋駅方向を上りとする。

2:12.5mと 25mは近接側軌道中心からの距離である。

3:列車速度は、12.5m地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。

出典)「令和３年度 在来鉄道騒音・振動実態監視結果」（名古屋市ウェブサイト）

④ 振 動

ア．道路交通振動

調査地域及びその周辺における令和 4・5 年度の道路交通振動の調査結果は、表 3-1-18 に示すとおりであり、振動レベルは、40～42dB である。

表 3-1-18 自動車振動調査結果（令和 4・5 年度）

路線名	測定地点	振動レベル (dB)	10 分間交通量 (台)		大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	
一般国道 153 号	東区葵一丁目	40	305	14	4.4
	千種区千種一丁目	42	133	5	3.6
都通布池線	千種区内山三丁目	41	207	7	3.3
赤萩町線	中区新栄三丁目	40	187	23	11.0
錦通線	千種区今池四丁目	41	169	9	5.1

注)1:振動レベルは、昼間 10 分間における 80%レンジの上端値である。

2:交通量は、昼間 10 分間における台数である。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（令和 4・5 年度）」（名古屋市ウェブサイト）

イ．在来鉄道振動

調査地域の周辺における在来鉄道振動の調査結果は、表 3-1-19 に示すとおりである。
令和 3 年度の調査結果は、軌道の中心より 12.5m地点が 52dB、25m地点が 46dB である。

表 3-1-19 在来鉄道振動の調査結果（令和 3 年度）

路線名	調査地点	軌道 構造	測定側	振動レベル (dB)		列車速度 (km/h)
				12.5m	25m	
JR中央本線	千種二丁目	高架	上り側	52	46	94

注)1:測定側は、名古屋駅方向を上りとする。

2:12.5mと 25mは近接側軌道中心からの距離である。

3:列車速度は、12.5m地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。

出典)「令和 3 年度 在来鉄道騒音・振動実態監視結果」（名古屋市ウェブサイト）

⑤ 悪 臭

名古屋市における令和 5 年度の悪臭に関する公害苦情処理件数は 334 件であり、公害苦情処理件数の総数 1,792 件の約 19%を占めている。

また、東区では総数 75 件のうち 4 件（約 5%）、千種区では総数 123 件のうち 13 件（約 11%）、中区では総数 148 件のうち 18 件（約 12%）が悪臭に関する公害苦情処理件数となっている。

出典)「令和 6 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市ウェブサイト）

⑥ 温室効果ガス等

名古屋市における温室効果ガス排出量は表 3-1-20 に、部門別排出量は図 3-1-7 に示すとおりである。

2022 年度の排出量は 1,280 万 t-CO₂ であり、基準年度の 2013 年度から 19.9%減少している。最も排出量が多いのは運輸部門で、次いで業務その他部門、家庭部門の順となっている。

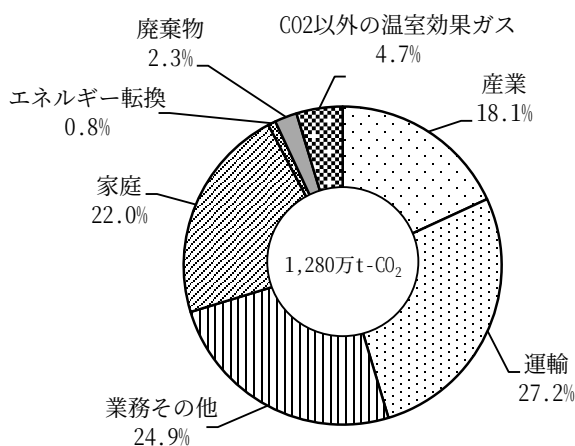
表 3-1-20 温室効果ガス排出量（2022 年度）

単位：万 t-CO₂

ガス種	部門	2013 年度 (基準年度)	2022 年度	基準年度比 (%)
CO ₂	産業	326	232	-28.7
	運輸	444	348	-21.6
	業務その他	394	319	-19.1
	家庭	335	281	-16.0
	エネルギー転換	15	10	-31.0
	廃棄物	29	29	+2.8
	CO ₂ 小計	1,542	1,220	-20.9
CO ₂ 以外の温室効果ガス		57	60	+6.1
温室効果ガス合計		1,599	1,280	-19.9

注) 端数処理により、活動区分ごとの CO₂ の合計が、全体の合計値と一致しない場合がある。

出典) 「2022 年度温室効果ガス排出量等について」(名古屋市ウェブサイト)



出典) 「2022 年度温室効果ガス排出量等について」
(名古屋市ウェブサイト)

図 3-1-7 部門別温室効果ガス排出量（2022 年度）

(5) 動植物、生態系及び緑地の状況

① 動 物

調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、野生動物の生息に適した環境とはなっていない。

② 植 物

調査地域及びその周辺における現存植生図は、図 3-1-8 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺の植生は大部分が市街地であり、その中に残存・植栽樹群をもった公園、墓地等及び工場地帯が点在している。

また、調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される植生は確認されていない。

③ 生態系

調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される生態系は確認されていない。

④ 緑地の状況

調査地域における都市公園、街園の状況は、図 3-1-9 に示すとおりである。

調査地域には 12 箇所の都市公園と 5 箇所の街園があり、事業実施想定区域の周辺には、赤萩街園、赤萩第二街園がある。

調査地域及びその周辺の緑被地の状況は、図 3-1-10 に示すとおりであり、高木及び街路樹高木の割合が多くなっている。



図 3-1-8 現存植生図



図 3-1-9 都市公園、街園の状況

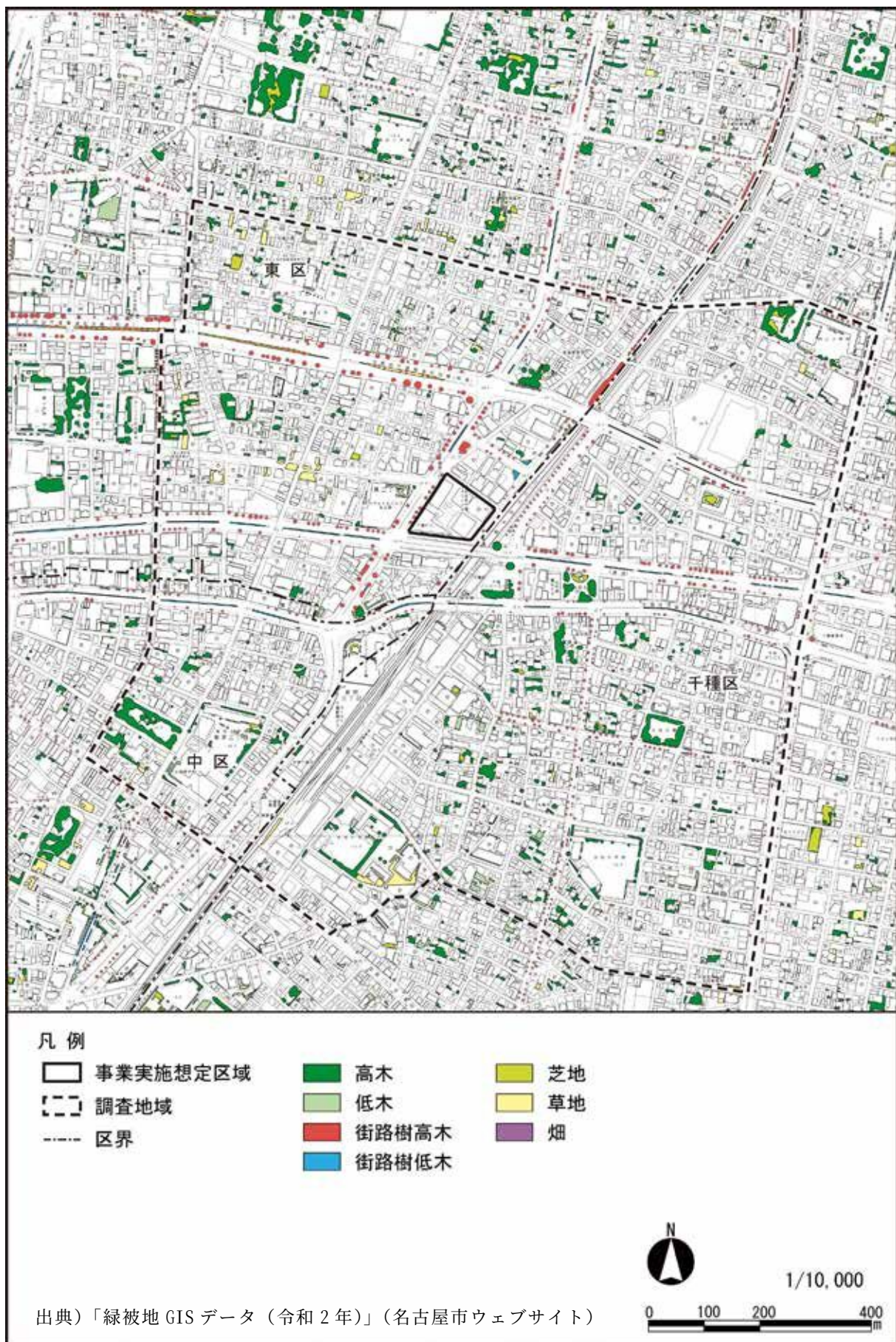


図 3-1-10 緑被地の状況

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

① 景観資源

調査地域に、「第 3 回自然環境保全基礎調査」（環境庁，平成元年）に記載された自然景観資源及び「名古屋市都市景観条例」（昭和 59 年名古屋市条例第 17 号）に基づく、都市景観重要建築物等指定物件は存在しない。

② 眺望景観

調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、特筆すべき眺望景観は存在しない。

③ 人と自然との触れ合いの活動の場

調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

④ 野外レクリエーション施設

調査地域における野外レクリエーション施設の状況は、図 3-1-11 に示すとおりである。

調査地域には 12 箇所の野外レクリエーション施設（都市公園）があり、広場、散策路、遊具、植栽等が整備されている。



図 3-1-11 野外レクリエーション施設の状況

3-2 社会的状況

(1) 人口及び産業

① 人口、世帯数及び人口動態

名古屋市及び東区、千種区、中区における令和2年10月1日現在の人口及び世帯数は、表3-2-1に示すとおりである。

人口は、名古屋市及び東区、千種区、中区ともに増加傾向を示している。

なお、調査地域の人口は19,514人、事業実施想定区域を含む東区葵3丁目の人口は1,966人である。

1世帯当たりの人員は、東区及び千種区は名古屋市とほぼ同じ値であるが、中区は低い値となっている。調査地域は1.53人で名古屋市よりも低い値となっている。

また、令和2年10月1日現在の年齢別人口構成比は図3-2-1に、昼夜間人口は表3-2-2に示すとおりである。

年齢別人口は、名古屋市と比べ東区では15～64歳の割合が高くなっている。中区では15歳未満の割合が低く、15～64歳の割合が高くなっている。千種区は名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

昼夜間人口比率は、東区が149.8%、千種区が107.4%、中区が316.4%であり、中区は事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域となっている。

表3-2-1 人口及び世帯数（令和2年）

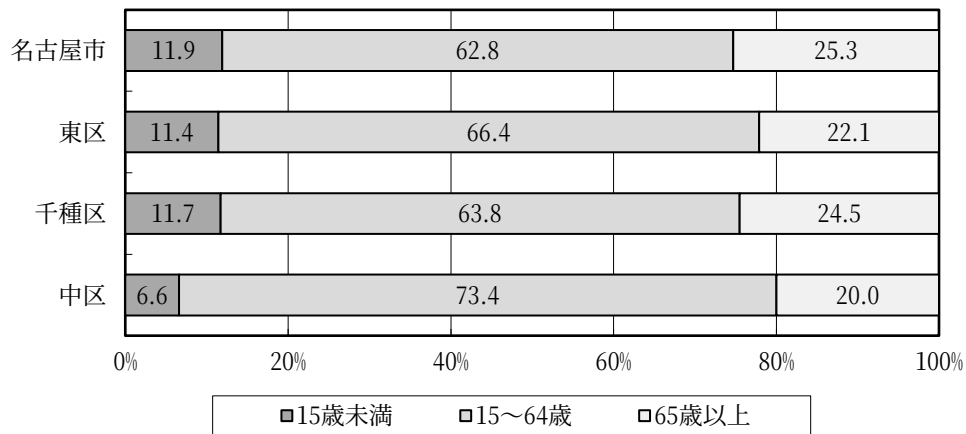
区分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員 (人)	平成27年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市	2,332,176	1,122,103	2.08	2,295,638	+1.6
東区	84,392	45,762	1.84	78,043	+7.5
千種区	165,245	86,281	1.92	164,696	+0.3
中区	93,100	63,159	1.47	83,203	+10.6
調査地域	19,514	12,781	1.53	18,115	+7.2

注)1:令和2年10月1日現在

2:増加率(%) = $((A-B)/B) \times 100$

出典)「令和2年国勢調査 名古屋の町(大字)・丁目別人口」(名古屋市ウェブサイト)

「平成27年国勢調査 名古屋の町(大字)・丁目別人口」(名古屋市ウェブサイト)



注) 令和 2 年 10 月 1 日現在

出典)「令和 2 年国勢調査 名古屋市の人口と世帯数(確定値)」

(名古屋市ウェブサイト)

図 3-2-1 年齢別人口構成比(令和 2 年)

表 3-2-2 昼夜間人口(令和 2 年)

区分	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
名古屋市	2,332,176	2,594,018	111.2
東区	84,392	126,399	149.8
千種区	165,245	177,394	107.4
中区	93,100	294,608	316.4

注)1: 令和 2 年 10 月 1 日現在

2: 昼夜間人口比率 = (昼間人口/夜間人口) × 100

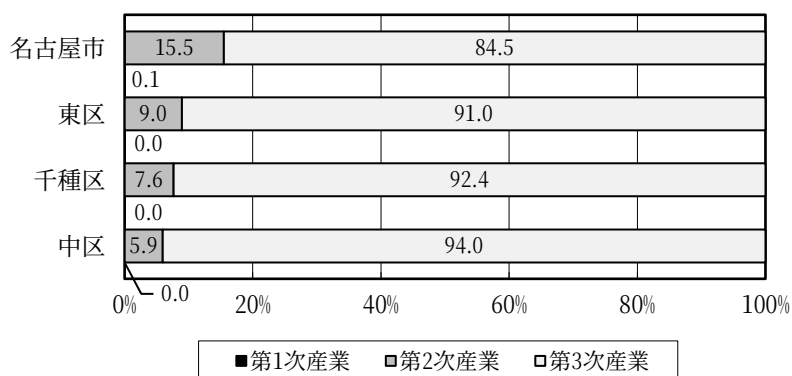
出典)「令和 2 年国勢調査 名古屋の昼間人口」(名古屋市ウェブサイト)

② 産 業

名古屋市及び東区、千種区、中区における令和３年６月１日現在の産業別事業所数の割合は図 3-2-2 に、産業別従業者数の割合は図 3-2-3 に示すとおりである。

事業所数及び従業者数は、名古屋市及び東区、千種区、中区ともに第３次産業の割合が最も高くなっている。

名古屋市との比較では、第３次産業の事業所数の割合は東区、千種区及び中区ともに名古屋市よりも高く、従業者数の割合は千種区及び中区は名古屋市よりも高く、東区はほぼ同じ割合となっている。

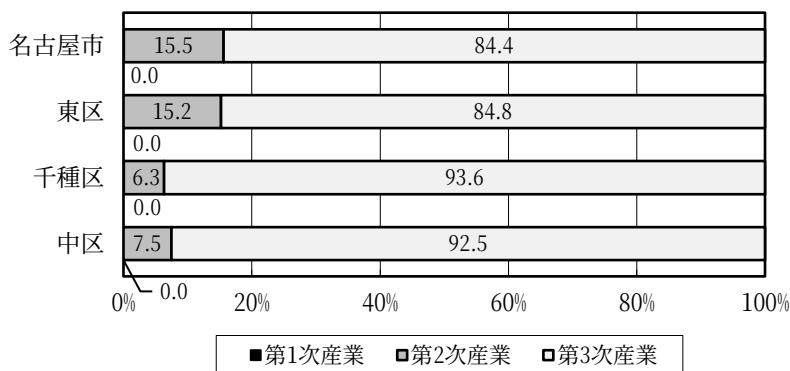


注) 令和３年６月１日現在

出典)「令和３年度 経済センサス活動調査（確報）結果の概要」

(名古屋市ウェブサイト)

図 3-2-2 産業別事業所数の割合



注) 令和３年６月１日現在

出典)「令和３年度 経済センサス活動調査（確報）結果の概要」

(名古屋市ウェブサイト)

図 3-2-3 産業別従業者数の割合

(2) 土地利用

① 土地利用の状況

名古屋市及び東区、千種区、中区における令和 6 年 1 月 1 日現在の土地利用の状況（民有地）は、表 3-2-3 に示すとおりである。

名古屋市の土地利用区分は宅地の割合が最も高く約 84%を占めているが、東区、千種区及び中区は、さらにこの割合が高く東区が約 98%、千種区が約 97%、中区が約 98%を占めている。

調査地域及びその周辺における建物用途の状況は、図 3-2-4 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺は住居施設用地及び商業施設用地が多く、その中に教育施設用地、宗教・文化・医療・養護施設用地等が点在している。

表 3-2-3 土地利用の状況（民有地）

単位：a

区分	総数	田	畑	宅地	宅地率	池沼	山林	原野	鉄道軌道用地	雑種地
名古屋市	1,834,916	51,107	46,664	1,536,557	83.7%	559	19,290	2,118	28,260	150,361
東区	43,035	0	16	42,004	97.6%	0	0	0	806	209
千種区	87,233	0	110	84,520	96.9%	0	221	0	509	1,873
中区	43,208	0	2	42,411	98.2%	0	0	0	779	16

注)1: 令和 6 年 1 月 1 日現在

2: 宅地率 = 宅地面積 / 総数 × 100

出典)「毎年の統計データ（名古屋市統計年鑑）」（名古屋市ウェブサイト）



図 3-2-4 建物用途の状況

② 都市計画法に基づく地域地区及びその他の土地利用計画

調査地域及びその周辺は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。

調査地域及びその周辺における用途地域の指定状況は、図 3-2-5 に示すとおりである。

調査地域の用途地域は、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であり、事業実施想定区域は全域が商業地域となっている。

調査地域及びその周辺における防火地域の指定状況は、図 3-2-6 に示すとおりである。

調査地域には、防火地域（集団防火）、防火地域（路線防火）及び準防火地域の指定がある。なお、事業実施想定区域には、防火地域（路線防火）及び準防火地域の指定がある。

調査地域における高度地区の指定状況は、図 3-2-7 に示すとおりである。

調査地域には、31m 度地区、絶対高 31m 高度地区及び絶対高 45m 高度地区の指定がある。なお、事業実施想定区域に高度地区の指定はない。

調査地域及びその周辺における駐車場整備地区の指定状況は、図 3-2-8 に示すとおりである。

調査地域には、駐車場整備地区の指定がある。なお、事業実施想定区域には、駐車場整備地区の指定がある。

調査地域及びその周辺における高度利用地区及び特定用途誘導地区の指定状況は、図 3-2-9 に示すとおりである。

調査地域には、高度利用地区（新栄三丁目 1 地区、新栄三丁目 2 地区）及び特定用途誘導地区の指定がある。なお、事業実施想定区域には、特定用途誘導地区の指定がある。

調査地域及びその周辺における都市景観形成地区の指定状況は、図 3-2-10 に示すとおりである。

調査地域には、今池都市景観形成地区の指定がある。なお、事業実施想定区域に都市景観形成地区の指定はない。

調査地域に、風致地区の指定はない。

(3) 水域利用

調査地域及びその周辺に、河川等の水域は存在しない。

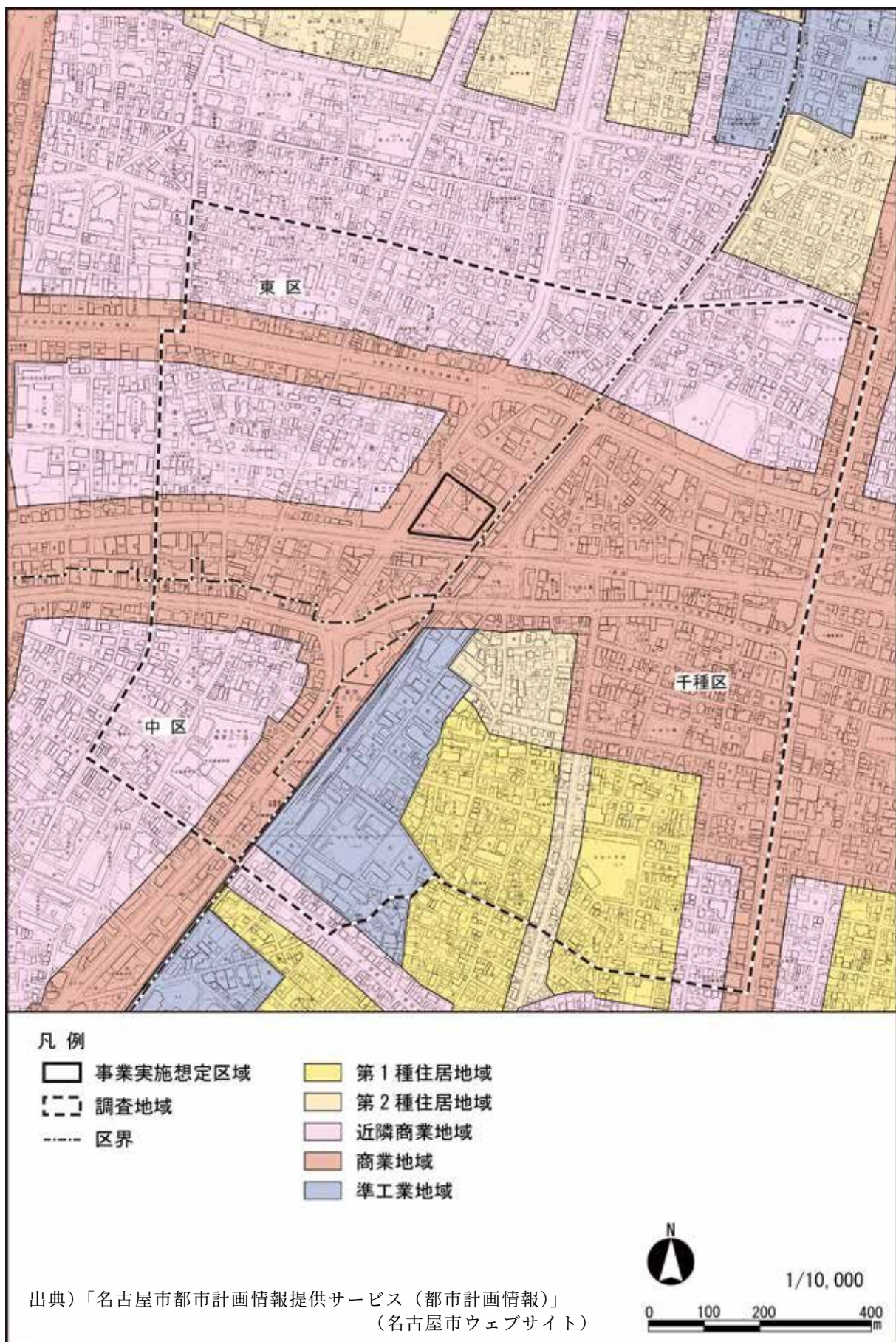


図 3-2-5 用途地域の指定状況



図 3-2-6 防火地域の指定状況

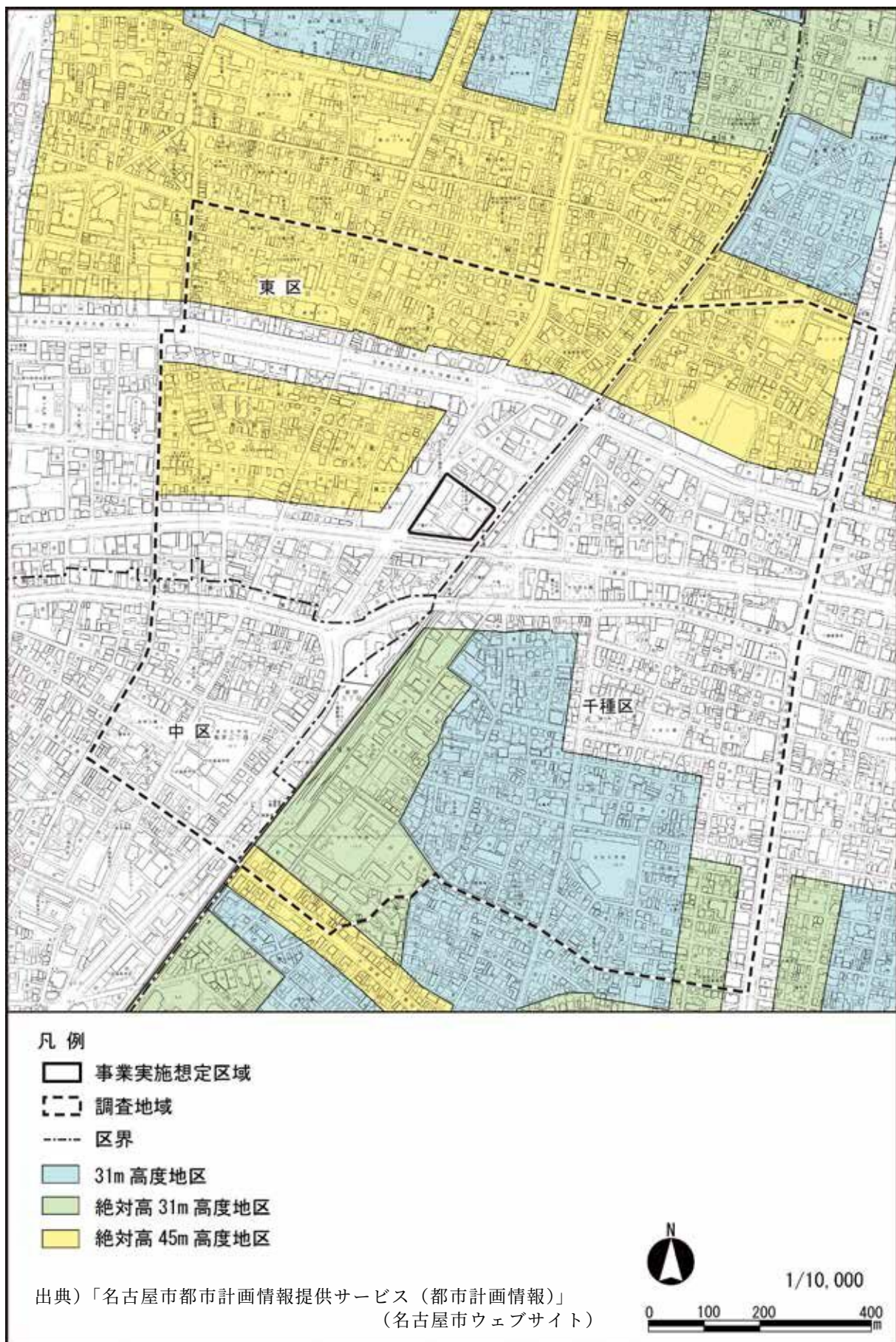


図 3-2-7 高度地区の指定状況



図 3-2-8 駐車場整備地区の指定状況



図 3-2-9 高度利用地区、特定用途誘導地区の指定状況



図 3-2-10 都市景観形成地区の指定状況

(4) 交 通

① 交通網（道路網、公共交通機関網）

調査地域及びその周辺における主要な道路網は、図 3-2-11 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺には、一般国道 19 号及び 153 号、主要県道の名古屋長久手線、主要市道の都通布池線及び名古屋環状線、一般市道の錦通線及び赤萩町線が通っている。なお、事業実施想定区域の西側には赤萩町線、南側には錦通線が通っている。

調査地域及びその周辺における鉄道の状況は、図 3-2-12 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺には、JR の中央本線、地下鉄の東山線及び桜通線が通っている。なお、事業実施想定区域の東側には JR 中央本線、南側には地下鉄東山線が通っており、JR 千種駅及び地下鉄千種駅が最寄りの駅となっている。

調査地域及びその周辺におけるバス路線の状況は、図 3-2-13 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺には、市バスが通っている。なお、事業実施想定区域の南東側には、市バスの千種バスターミナルがある。



図 3-2-11 主要な道路網



図 3-2-12 鉄道網



図 3-2-13 バス路線

② 道路交通状況

調査地域及びその周辺における令和3年度の自動車交通量調査結果は表3-2-4に、調査区間は図3-2-14に示すとおりである。

自動車交通量は、事業実施想定区域の西側を通る一般市道赤萩町線（No.8）が11,566台/12時間及び15,036台/24時間、南側を通る一般市道錦通線（No.10）が16,368台/12時間及び22,260台/24時間である。

また、大型車混入率は、一般市道赤萩町線（No.8）が5.5%、一般市道錦通線（No.10）が5.1%である。

表 3-2-4 自動車交通量調査結果（令和3年度）

区間 No.	調査路線 (交通量観測地点)	調査 時間	交通量(台)			昼間 12時間 大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	合計	
1	一般国道19号 (東区泉3丁目28)	12h	23,189	1,799	24,988	7.2
		24h	32,389	2,345	34,734	
2	一般国道153号 (千種区千種一丁目)	12h	8,611	443	9,054	4.9
		24h	10,710	879	11,589	
3	主要県道名古屋長久手線 (千種区今池一丁目)	12h	18,795	886	19,681	4.5
		24h	24,494	2,666	27,160	
4	主要県道名古屋長久手線 (千種区覚王山通9丁目)	12h	32,696	1,722	34,418	5.0
		24h	42,745	6,473	49,218	
5	主要市道名古屋環状線 (千種区松軒一丁目)	12h	19,530	2,370	21,900	10.8
		24h	25,960	4,700	30,660	
6	主要市道名古屋環状線 (昭和区阿由知通2丁目)	12h	23,805	2,084	25,889	8.0
		24h	31,292	4,953	36,245	
7	主要市道都通布池線 (東区葵二丁目)	12h	18,285	804	19,089	4.2
		24h	23,805	2,538	26,343	
8	一般市道赤萩町線 (東区黒門町)	12h	10,931	635	11,566	5.5
		24h	13,780	1,256	15,036	
9	一般市道赤萩町線 (中区新栄二丁目)	12h	13,954	951	14,905	6.4
		24h	18,086	2,036	20,122	
10	一般市道錦通線 (東区葵三丁目)	12h	15,541	827	16,368	5.1
		24h	20,131	2,129	22,260	
11	一般市道錦通線 (千種区池下一丁目)	12h	11,652	817	12,469	6.6
		24h	14,829	1,505	16,334	

注)1:区間No.は、図3-2-14に対応する。

2:斜体の値は、推計値である。

3:調査時間は、以下のとおりである。

12h:7時～19時の12時間

24h:7時～翌日7時もしくは0時～翌日0時の24時間

出典)「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省ウェブサイト)



図 3-2-14 自動車交通量調査区間

③ 公共交通機関の利用状況

調査地域に位置する駅における令和5年度の駅別乗車人員は、表3-2-5に示すとおりである。

駅別乗車人員は、JR千種駅が約932万人、地下鉄千種駅が約847万人、今池駅が約814万人、車道駅が約240万人である。

表 3-2-5 駅別乗車人員（令和5年度）

単位：人/年

区分	駅名	路線名	乗車人員
JR	千種駅	中央本線	9,318,521
地下鉄	千種駅	東山線	8,470,245
	今池駅	東山線 桜通線	8,139,155
	車道駅	桜通線	2,399,991

出典）「毎年の統計データ（名古屋市統計年鑑）」（名古屋市ウェブサイト）

(5) 地域社会等

① 学校、病院、コミュニティ施設等

調査地域における学校、病院、コミュニティ施設等の状況は、表 3-2-6 及び図 3-2-15 に示すとおりである。

調査地域には、保育所・こども園が 4 箇所、幼稚園が 1 箇所、小学校が 3 箇所、中学校が 1 箇所、高等学校が 1 箇所、大学が 1 箇所、専修学校が 2 箇所、各種学校が 2 箇所、老人福祉施設が 6 箇所、コミュニティセンターが 2 箇所、文化施設が 1 箇所ある。

表 3-2-6 学校、病院、コミュニティ施設等

No.	区分	名称
1	保育所・こども園	ひだまり kids 葵保育園
2		はな保育園くるまみち
3		チャイルドケア葵園
4		ノーボーダーズ千種駅前校
5	幼稚園	名古屋ルーテル幼稚園
6	小学校	内山小学校
7		千石小学校
8		新栄小学校
9	中学校	今池中学校
10	高等学校	中央高等学校
11	大学	愛知大学
12	専修学校	アリアーレビューティー専門学校
13		名古屋平成看護医療専門学校
14	各種学校	河合塾千種校
15		ドルトンスクール名古屋
16	老人福祉施設	ジョイフル千種
17		リハビリパーク千種
18		めぐらす葵
19		エイジトピア・ナゴヤ
20		ブランシエール千種
21		ブランシエール千種 2
22	コミュニティセンター	葵コミュニティセンター
23		内山コミュニティセンター
24	文化施設	今池ガスホール

注) 表中の No. は、図 3-2-15 に対応する。

出典) 「保育所等」(名古屋市ウェブサイト)

「幼稚園」(名古屋市ウェブサイト)

「学校一覧」(愛知県ウェブサイト)

「愛知県内の私立学校」(愛知県ウェブサイト)

「愛知県大学情報ポータルサイト」(愛知県ウェブサイト)

「病院名簿(令和 6 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ウェブサイト)

「医院・病院検索」(名古屋市医師会ウェブサイト)

「高齢者向け施設のご案内」(愛知県ウェブサイト)

「暮らしの情報(施設案内)」(名古屋市ウェブサイト)

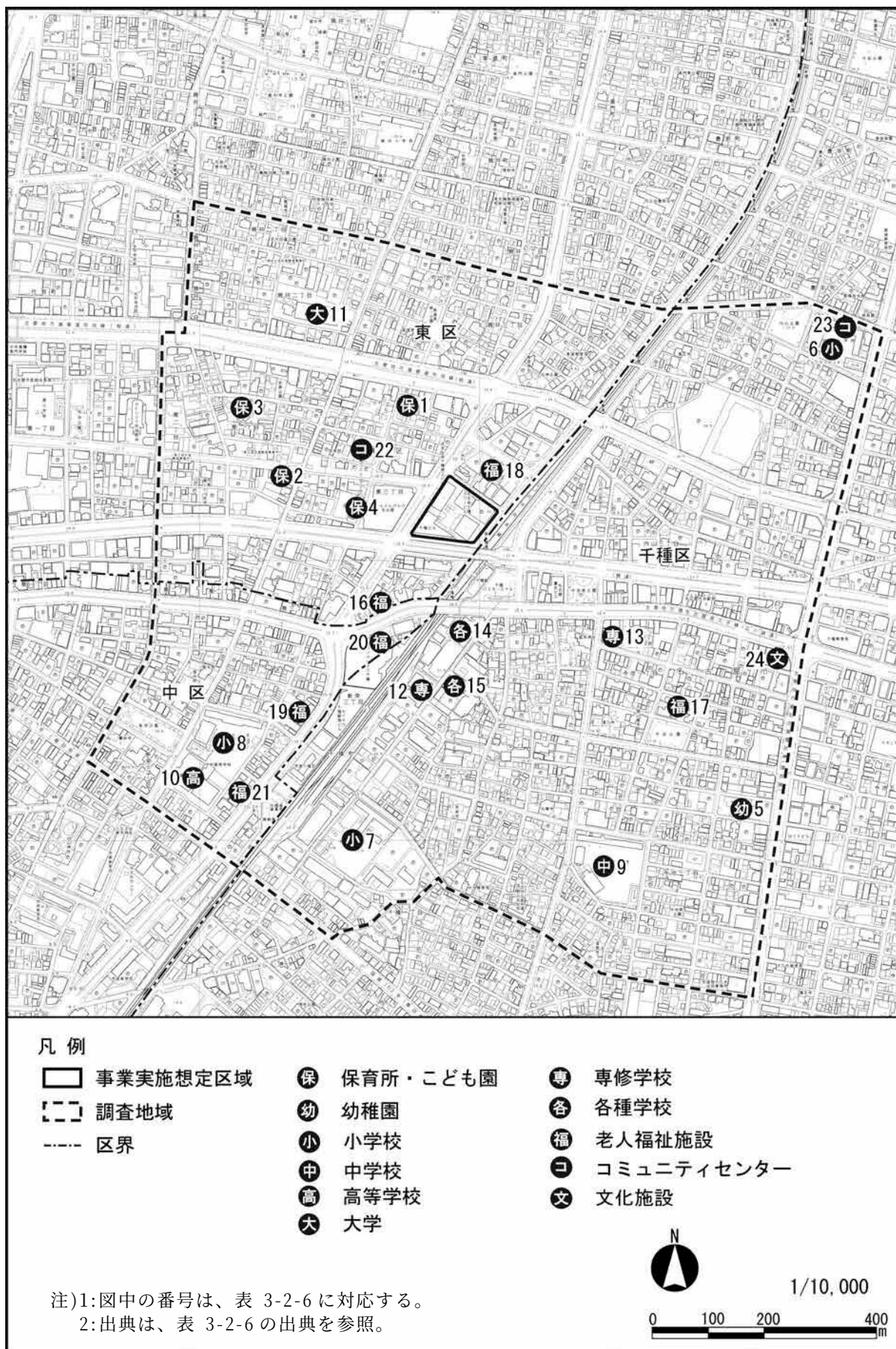


図 3-2-15 学校、病院、コミュニティ施設の状況

② 文化財の分布

調査地域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年愛知県条例第 6 号）及び「名古屋市文化財保護条例」（昭和 47 年名古屋市条例第 4 号）により指定された文化財はない。

出典）「指定文化財等目録一覧」（名古屋市ウェブサイト）

③ 交通安全の状況

名古屋市及び東区、千種区、中区における交通事故の状況は、表 3-2-7 に示すとおりである。

令和 6 年の人身事故件数は、東区が 396 件、千種区が 551 件、中区が 769 件であり、千種区は前年から減少しているが、東区及び中区は増加している。

表 3-2-7 交通事故の状況

区分	名古屋市		東区		千種区		中区	
	令和 6 年	前年比	令和 6 年	前年比	令和 6 年	前年比	令和 6 年	前年比
人身事故件数（件）	8,378	+235	396	+70	551	-49	769	+92
死傷者数（人）	9,770	+214	459	+82	633	-39	884	+98
死者数（人）	35	+1	0	-4	6	+5	2	+1

出典）「愛知県の交通事故発生状況（令和 6 年中）」（愛知県警察ウェブサイト）

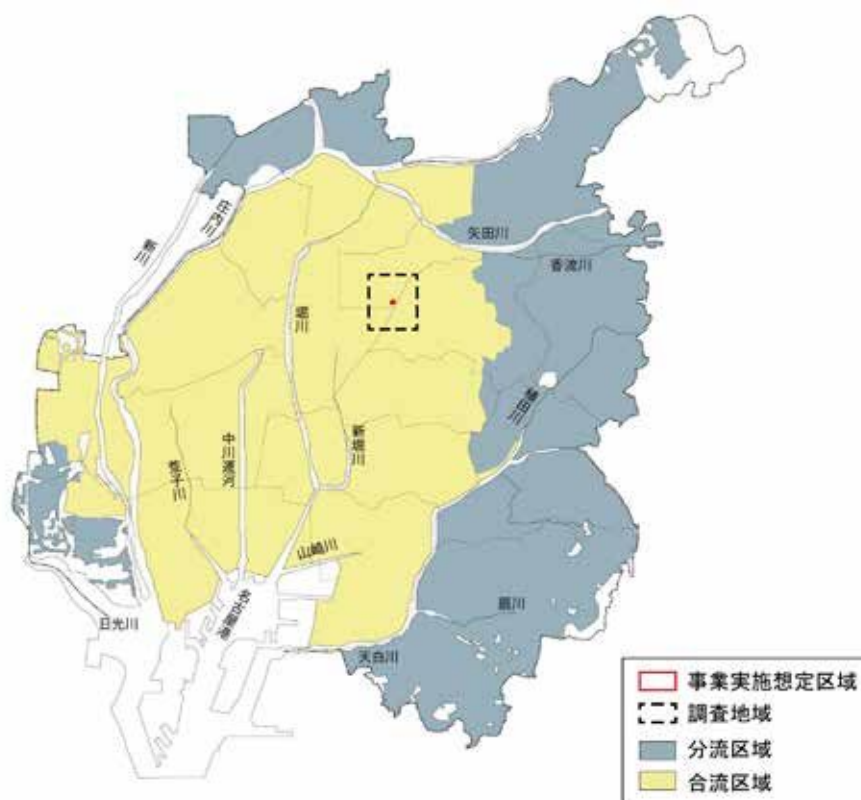
④ 上水道・下水道の整備状況

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（令和 6 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率^{注）}は 99.8%（令和 6 年 3 月 31 日現在）となっている。

また、名古屋市の下水道整備状況は、図 3-2-16 に示すとおりであり、調査地域は合流区域となっている。

注) (人口普及率) = (处理区域内人口) ÷ (行政区域内人口) × 100

出典)「毎年の統計データ(名古屋市統計年鑑)」(名古屋市ウェブサイト)



出典)「なごやの水道・下水道(令和6年度版)」(名古屋市上下水道局ウェブサイト)

図 3-2-16 下水道の整備状況

⑤ 廃棄物等の発生状況

名古屋市における令和５年度のごみ処理量（収集・搬入量）は554,410トンで、前年度と比べ約3%減少している。

令和５年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は、表3-2-8に示すとおりであり、東区、千種区及び中区における収集量の構成は、名古屋市とほぼ同じ傾向を示しているが、中区の環境美化は名古屋市よりも高い割合を示している。

表 3-2-8 ごみ及び資源収集量（令和５年度）

単位：トン

区分	ごみ収集						資源収集	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	蛍光管・水銀体 温計等	環境美化	電池類		
名古屋市	354,513 (81.1%)	14,095 (3.2%)	8,385 (1.9%)	93 (0.02%)	1,268 (0.3%)	322 (0.1%)	58,296 (13.3%)	436,972 (100.0%)
東区	12,955 (81.0%)	536 (3.4%)	334 (2.1%)	— —	37 (0.2%)	— —	2,128 (13.3%)	15,990 (100.0%)
千種区	24,051 (80.6%)	988 (3.3%)	631 (2.1%)	— —	14 (0.0%)	— —	4,170 (14.0%)	29,854 (100.0%)
中区	15,889 (81.1%)	641 (3.3%)	367 (1.9%)	— —	327 (1.7%)	— —	2,377 (12.1%)	19,601 (100.0%)

注)1: () 内の数値は、収集量に対する各区分の収集割合を示す。

2: 四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

出典)「事業概要（令和６年度資料編）」（名古屋市ウェブサイト）

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

ア. 環境基準等

a. 大気汚染（資料 2－1（資料編 p.資料-5～6）参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

なお、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、環境基準は適用されない。

b. 騒 音（資料 2－2（資料編 p.資料-7）参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

c. 水質汚濁（資料 2－3（資料編 p.資料-8～13）参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

なお、調査地域に、河川等の水域は存在しない。

d. 土壌汚染（資料 2－4（資料編 p.資料-14）参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

e. ダイオキシン類（資料 2－5（資料編 p.資料-15）参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、大気、水質、水底の底質及び土壌についてダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ. 規制基準等

a. 大気質

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」に基づき、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

b. 騒音（資料 2－6（資料編 p.資料-16～19）参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

また、「学校保健安全法」（昭和 33 年法律第 56 号）に基づき、騒音に関する学校環境衛生基準が定められている。

c. 振動（資料 2－7（資料編 p.資料-20～22）参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

d. 悪臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、名古屋市では、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアをはじめとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンをはじめとする 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

e. 水質及び底質

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）により、水質汚濁に係る排水基準が定められているほか、名古屋港に流入する河川等の公共用水域では、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）により、業種別に上乘せ排水基準が定められている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及び磷について、総量規制基準が定められている。

また、水銀及び PCB を含む底質には、「底質の処理・処分等に関する指針について」（環水管第 211 号）により、底質の処理・処分等に関する指針が定められている。

このほか、「名古屋市環境保全条例」に基づき、小規模工場等からの排水については、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の許容限度が定められている。建設工事に

伴い公共用水域に排水する場合は、外観、水素イオン濃度、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）の目安値が定められている。

f. 地 盤（資料 2－8（資料編 p.資料-23）参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

また、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市内では港区及び南区の一部の地域であり、事業実施想定区域が位置する東区には、同法に基づく規制はない。

g. 土 壌

土壌に係る規制基準は、「土壤汚染対策法」、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）、「名古屋市環境保全条例」において、それぞれ定められている。

なお、「土壤汚染対策法」において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事（名古屋市においては市長）が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、3,000m² 以上（有害物質使用特定施設が設置されている事業場については 900m² 以上）の土地の形質の変更をしようとするときは、「土壤汚染対策法」に基づき、土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地において過去に特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

さらに、特定有害物質等取扱工場等では、500m² 以上 3,000m² 未満の土地の形質の変更を行おうとするときには、「名古屋市環境保全条例」に基づき、事前に特定有害物質の取り扱い状況に応じた調査計画書を作成・提出した後に、土壤汚染等調査を実施し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。（「土壤汚染対策法」に基づき調査を行う場合を除く。）

h. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

i. 景 観

名古屋市は、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を策定している。同計画により、名古屋市全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

j. 日 照(資料 2-9(資料編 p.資料-24~26) 参照)

事業実施想定区域北側の用途地域は、第 2 種住居地域、近隣商業地域及び商業地域であり、第 2 種住居地域及び近隣商業地域の範囲は、「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和 52 年名古屋市条例第 58 号)による日影の規制対象区域に該当する。

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(平成 11 年名古屋市条例第 40 号)における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

k. 緑 化(資料 2-10(資料編 p.資料-27~28) 参照)

「緑のまちづくり条例」(平成 17 年名古屋市条例第 39 号)に基づき、市街化区域については、敷地面積 500m²以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10%以上を緑化する必要がある。

l. 地球温暖化

1) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」(平成 23 年名古屋市告示第 139 号)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷の低減のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)により、床面積 2,000 m²を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

2) 地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」(令和 6 年名古屋市告示第 191 号)に基づき、地球温暖化対策事業者(燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が 800kL 以上(原油換算)に該当する工場・事業場)は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、「温室効果ガスの排出の状況」及び「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、名古屋市長に届け出なければならない。

② 廃棄物関係法令

ア．事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）に基づき、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ．建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（環境省，平成 23 年）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成 23 年）に基づき、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにmanifestoを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。なお、愛知県では、同法第 4 条に基づき、「あいち建設リサイクル指針」（愛知県，平成 14 年）が制定されている。

③ 自然関係法令

ア．自然公園地域の指定状況

調査地域に、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

イ．自然環境保全地域の指定状況

調査地域に、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ．緑地保全地域の指定状況

調査地域に、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ．鳥獣保護区等の指定状況

調査地域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域となっている。

④ 防災関係法令

ア．砂防指定地の指定状況

調査地域に、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

イ．地すべり防止区域の指定状況

調査地域に、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ．急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査地域に、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ．災害危険区域の指定状況

調査地域に、「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定はない。

オ．河川保全区域の指定状況

調査地域に、「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく河川保全区域の指定はない。

(7) 環境保全に関する計画等

① 愛知県環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年愛知県条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後、社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応するために、平成 14 年 9 月に第 2 次、平成 20 年 3 月に第 3 次、平成 26 年 5 月に第 4 次として改訂されている。さらに、令和 3 年 2 月、持続可能な社会の形成を着実に推進するため、第 5 次として改訂されている。なお、「第 5 次愛知県環境基本計画」の期間は令和 12（2030）年度である。

② 名古屋市環境基本計画

名古屋市では、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に策定しており、その後、平成 18 年 7 月に第 2 次、平成 23 年 12 月に第 3 次として改訂されている。

さらに、令和 3 年 9 月、持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえて、第 4 次として改訂されている。なお、「第 4 次名古屋市環境基本計画」の施策は、表 3-2-9 に示すとおりであり、計画期間は令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度の 10 年間となっている。

表 3-2-9 第 4 次名古屋市環境基本計画の施策

みんなで目指す2030年のまちの姿	施策	施策の柱
パートナーシップで創る快適な都市環境と自然が調和したまち	[施策Ⅰ] 全ての主体の環境に関わる学びと行動、パートナーシップを推進する	1.環境に関わる学びを推進する 2.環境にやさしい行動を促進する 3.パートナーシップを推進する
	[施策Ⅱ] 健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる	1.大気環境の向上をはかる 2.水環境の向上をはかる 3.土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する 4.騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する 5.公害による健康被害の救済と予防を行う
	[施策Ⅲ] 廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する	1.リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を推進する 2.分別・リサイクル（再生利用）を推進する 3.ごみの適正な処理を推進する
	[施策Ⅳ] 生物多様性の保全と持続可能な利用、水循環機能の回復をはかる	1.生物多様性の主流化を推進する 2.豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する 3.風土にあった生きものを保全する 4.水循環機能の回復を推進する
	[施策Ⅴ] 気候変動に対する緩和策と適応策を推進する	1.温室効果ガスの排出抑制を推進する 2.気候変動によるリスクへの備えを推進する

③ 水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市では、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」

を策定している。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現に向けての取組や、2012 年、2025 年及び 2050 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「①水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと」、「②2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと」、「③順応的管理を行うこと」、「④地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

④ 水の環復活なごや戦略実行計画 2030

名古屋市では、平成 21 年に策定した「水の環復活 2050 なごや戦略」の実行計画として、平成 21 年 3 月に「第 1 期実行計画」、平成 27 年 3 月に「第 2 期実行計画」を策定している。その後、取組を進める中で明らかになった課題や、近年の水循環に関連する法改正などの動きに対応し、リニア中央新幹線の開業等に合わせたまちづくりの機会を捉えて、健全な水循環の回復につながる取組を推進するため、令和 7 年 3 月に「水の環復活なごや戦略実行計画 2030」を策定した。

計画期間は、令和 7（2025）年度～令和 12（2030）年度で、以下に示す重点施策を定めている。

- ・グリーンインフラを活用した雨水貯留浸透
- ・水循環機能を活かした地域の魅力向上
- ・水循環の自分事化を進める仕掛けづくり

⑤ 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市では、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進めるとしている。

⑥ 名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030

名古屋市では、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、平成 23 年 12 月に「低炭素都市なごや戦略実行計画」を策定し、平成 30 年 3 月には「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画 2018-2030」を策定した。その後、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正と地球温暖化対策計画の改定が行われ、日本全体の温室効果ガスを 2030 年度までに 46%削減することが掲げられたこと等を踏まえ、令和 6 年 3 月に「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」を策定している。計画期間は令和 6（2024）年度～令和 12（2030）年度で、2050 年に目指す姿として「2050 年カーボンニュートラルの実現にチャレンジ」を掲げている。

また、2030 年度に向けた新たな目標として、2013 年度比で温室効果ガス排出量を 52%削減、最終エネルギー消費量を 32%削減、太陽光発電の導入目標を 49 万 kW にすることを目指している。

⑦ 生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市では、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

⑧ 生物多様性なごや戦略実行計画 2030

名古屋市では、平成 22 年に策定した「生物多様性 2050 なごや戦略」の実行計画として、令和 5 年 10 月に「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」を策定している。

計画期間は、令和 5（2023）年度～令和 12（2030）年度で、以下に示す重点方針を定めている。

- ・生物多様性に配慮したまちづくりの推進
- ・社会変革につながる取り組みの促進
- ・自然と共生する人づくり
- ・生物多様性保全の拠点・ネットワークの強化

⑨ 名古屋市みどりの基本計画 2030

名古屋市では、長期的な視点から、名古屋市の目指すみどりの都市像と今後 10 年間の取組についてまとめた「名古屋市みどりの基本計画 2030」を令和 3 年 3 月に策定している。

計画期間は、令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度で、目指す都市像を「みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや」とし、以下に示す基本方針を定めている。

- ・みどりにより都市力を高める（魅力あるみどりのまちを形成する）
- ・みどりにより地域力を高める（身近なみどりを活用する）
- ・みどりにより持続力を高める（みどりの基盤を強化する）

⑩ 名古屋市一般廃棄物処理基本計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。平成 28 年 3 月には「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和 6 年 3 月に持続可能な循環型都市なごやの実現に向け、これまでの取組から一歩踏み込んだ施策を総合的かつ計画的に推進していくため「名古屋市第 6 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

⑪ 名古屋市地域防災計画

名古屋市では、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）、「大規模地震対策特別措置法」（昭和 53 年法律第 73 号）及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 92 号）の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑り及びその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、船舶、航空機等による集団的大事故並びに産業災害等に対処するため、市域にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定めた「名古屋市地域防災計画（令和 6 年 6 月修正）」を策定している。

